

議題1（委員会決裁事項（規則第3条6号及び第7号））

意見聴取に対する回答の承認について

次の事項に係る意見聴取に対する回答について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき、教育長が代決により処理したことを同規則第7条第2項に基づき承認する。

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和2年2月定例府議会に提出された議案について知事から意見を求められたことに対して、異議がない旨の回答をした。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定により、令和2年2月定例府議会に提出された議案について議会から意見を求められたことに対して、異議がない旨の回答をした。

令和2年3月26日

大阪府教育委員会

○知事からの意見聴取にかかる議案

（予 算 案）

- 1 令和2年度大阪府一般会計予算の件（教育委員会関係分）
- 2 令和元年度大阪府一般会計補正予算（第4号及び第5号）の件（教育委員会関係分）

（事件議決案）

- 1 大阪府立長吉高等学校体育館耐震改修工事に係る水道料金に相当する負担金に関する債権放棄の件
- 2 大阪府立特別支援学校における児童の負傷事案に関する損害賠償の額の決定及び和解の件

（条 例 案）

- 1 地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例制定の件
- 2 大阪府青少年健全育成条例一部改正の件
- 3 大阪府附属機関条例及び大阪府社会福祉審議会条例一部改正の件
- 4 職員の給与に関する条例一部改正の件
- 5 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基

準に関する条例一部改正の件

- 6 職員の管理職手当の特例に関する条例一部改正の件
- 7 知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例一部改正の件
- 8 職員の分限に関する条例及び大阪府警察職員の分限に関する条例一部改正の件
- 9 大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例一部改正の件
- 10 府費負担教職員定数条例一部改正の件
- 11 府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件
- 12 大阪府立学校条例一部改正の件
- 13 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例廃止の件

○ 議会からの意見聴取にかかる議案

- 1 府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(条例による事務処理の特例)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(条例による事務処理の特例)

第 55 条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。

(中略)

4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。

○大阪府教育委員会事務決裁規則

(事務の専決及び代決)

第 5 条 第 3 条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第 7 条 (略)

2 第 5 条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

令和2年度 教育庁予算（案）の主な事業

一般会計	令和2年度当初予算額	5,380億6,031万8千円
	令和元年度当初予算額	5,316億4,635万5千円
	令和元年度最終予算額	5,267億163万円
	前年比 R2当初/R元当初	101.2%

教育振興基本計画項目	主な事業	新規	予算額(千円)	【参考】2月17日概算内訳 予算額(千円)
【基本方針1】市町村とともに小・中学校の教育力を充実します	・小学生新学カテスト事業費	新規	320	320
	・中学生学びチャレンジ事業費		338,208	336,838
【基本方針2】公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます	・府立学校スマートスクール推進事業費	新規	163,936	163,936
	・英語教育推進事業費		17,761	17,761
	・グローバルリーダーズハイスクール支援事業費		29,220	29,220
	・実業教育充実事業費		15,100	15,100
	・就学支援金関連事業費	拡充	41,398,300	41,397,927
	・府立高等学校再編整備事業費	一部新	278,253	278,093
	・府立高等学校キャリア教育体制整備事業費	新規	2,277	2,277
【基本方針3】障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します	・知的障がい支援学校新校整備事業費	新規	15,656	15,656
	・市町村医療的ケア体制整備推進事業費(実施体制サポート事業費を含む)		66,353	66,353
	・医療的ケア通学支援事業費	拡充	567,369	566,381
	・知的障がいのある生徒の教育環境整備事業費		38,693	38,560
	・障がいのある生徒の高校生活支援事業費		114,116	113,931
	・高等学校通級指導実施費		1,190	1,190
【基本方針4】子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます	・教育庁ハートフルオフィス推進事業費	新規	18,135	17,562
	・いじめ虐待等対応支援体制構築事業費	新規	276,674	275,281
	・課題を抱える生徒フォローアップ事業費		35,646	35,644
	・スクールカウンセラー配置事業費		341,325	341,325
	・スクールソーシャルワーカー配置事業費	拡充	74,368	74,368
	・児童生徒支援総合対策事業費		25,975	25,975
	・SNS活用相談体制調査研究事業費	拡充	29,496	29,496
	・小中学校における日本語指導推進事業費	一部新	49,800	49,447
【基本方針5】子どもたちの健やかな体をはぐくみます	・スポーツ指導・体力向上支援推進費		938	938
	・競技力向上対策事業費補助金		19,216	19,216
	・学校給食実施費		768,708	768,708
【基本方針6】教員の力とやる気を高めます	・教職員採用選考費		22,095	22,094
	・教職員資質向上方策推進事業費		47,635	46,628
【基本方針7】学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます	・校長マネジメントの強化(学校経営推進事業費・校長マネジメント推進事業費)		238,769	238,769
	・府立学校教育ICT化推進事業費		967,225	967,225
	・学校情報ネットワーク事業費		640,749	640,749
	・部活動指導員配置事業費	拡充	53,263	53,263
【基本方針8】安全で安心な学びの場をつくります	・府立学校老朽化対策費		501,127	501,127
	・学習環境改善事業費(府立高校トイレ改修)		2,785,121	2,785,121
	・府立学校施設・設備改修費		814,911	814,911
	・府立学校施設設備緊急改修事業費(ブロック塀対策等)		1,850,857	1,850,857
	・府立学校施設長寿命化整備事業費	新規	1,838,897	1,838,897
	・府立学校体育館空気調節設備整備費		1,133,512	1,133,123
【基本方針9】地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します	・高等学校教育環境改善事業費		805,127	805,127
	・教育コミュニティづくり推進事業費		61,063	61,063
【基本方針10】私立学校の振興を図ります	・家庭教育力向上事業費	拡充	2,000	2,000
	・私立高等学校等振興助成費		35,710,232	35,260,844
	・私立高等学校等生徒授業料支援補助金(事務費等除く)		14,156,270	14,156,270
	・私立中学校等修学支援実証事業費補助金		127,609	127,559
	・私立幼稚園振興助成費		10,685,563	10,565,691
	・施設型給付費等負担金		10,211,830	10,211,830
	・子育て支援施設等利用給付費負担金		4,153,298	4,153,298
	・大阪府育英会助成費		632,611	631,234
	・私立学校耐震化緊急対策事業費補助金		292,972	292,972
	・私立専門学校授業料等減免事業費	一部新	4,164,443	4,163,998

私立学校に関する事業であるため協議の対象外

教育庁 令和元年度一般会計補正予算案の概要

一般会計	第4号補正予算額	30億6,526万1千円
	※第5号補正予算額	▲80億998万6千円
	補正前予算額	5,316億4,635万5千円
	補正後予算額	5,267億163万円

※ 第5号補正予算額については、定例的な各種事業費の増減に係るもの。

第4号補正予算案の概要

〔 一 般 会 計 〕

上段 補正額
 中段 補正前予算額
 下段 補正後予算額

事業名	事業費	事業内容の説明
【国経済対策】 府立学校スマートスクール 推進事業費	27億8,286万円 0 27億8,286万円	<p>1人1台端末などICTを活用した新時代の教育（国GIGAスクール構想）を実現するため、府立学校のICT環境の整備とICTを活用した事業を「スマートスクール事業」として実施するために必要な基盤整備を行う。</p> <p>○基盤整備の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内通信ネットワークの整備（校内無線LANの大容量通信への対応など） ・児童生徒1人1台端末の整備（府立支援学校等の義務教育課程） <p>※府立高校・支援学校の高等課程に対する端末整備は、その活用方策と合わせてモデル校によるモデル実施を令和2年度当初予算に計上。</p>
【国経済対策】 実業教育充実事業費	2億8,240万1千円 0 2億8,240万1千円	<p>築後50年以上が経過し老朽化が激しく飼育環境の劣化が著しい農芸高校の畜産実習室について、防疫体制の環境改善等のため建替えを行う。</p> <p>○対象の畜産実習室：鶏舎、水禽舎及び解体室</p>

○知事から意見聴取があった議案一覧

【事件議決案（2件）】

	件名	概要
1	大阪府立長吉高等学校 体育館耐震改修工事に 係る水道料金に相当す る負担金に関する債権 放棄の件	大阪府立長吉高等学校体育館耐震改修工事に係る水道料金に相当する負担金に関する債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。 〔放棄する債権〕 ・回収不能となった水道料金相当の負担金2万6,641円及び当該負担金に係る遅延損害金
2	大阪府立特別支援学校 における児童の負傷事 案に関する損害賠償の 額の決定及び和解の件	大阪府立特別支援学校における児童の負傷事案に関して、損害賠償金及び解決金として、金4,030,000円の支払い義務があることを認め、民法第695条の規定により和解するため、議決を求めるもの。

【条例案（13件）】

	件名	概要
1	地方自治法第二百四十三 条の二第一項の規定 による知事等の損害賠 償責任の一部の免除に 関する条例制定の件	地方自治法等の改正に伴い、知事等が府に損害を与えた場合の損害賠償責任の一部を免除することに関し必要な事項を定める。 施行予定期日：令和2年4月1日
2	大阪府青少年健全育成 条例一部改正の件	青少年に対し、当該青少年の未成熟に乗じた不当な手段による、又は当該青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象としてのみ扱っていると認められる性行為又はわいせつな行為を行うことを禁止の対象に含める。 施行予定期日：令和2年6月1日
3	大阪府附属機関条例及 び大阪府社会福祉審議 会条例一部改正の件	附属機関の委員等の役割が多様化していることを踏まえ、委員等が著しく困難な業務に従事する場合その他の特別の事情により日額の報酬の額により難しいときは、業務に従事した時間に応じて報酬を支給することができることとする。 施行予定期日：令和2年4月1日
4	職員の給与に関する条 例一部改正の件	人事委員会の勧告等を踏まえ、人事評価の結果を昇給に反映させる方法について改正を行う。 施行予定期日：令和4年1月1日

5	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件	<p>小学校等の第1学年から第3学年までの子を養育する職員及び不妊治療を受ける職員の継続的な勤務を促進するため、休暇の種類に子育て部分休暇及び不妊治療休暇を追加する等の改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て部分休暇 1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認める時間 ・不妊治療休暇 1年につき6日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間 <p>施行予定期日：令和2年4月1日</p>
6	職員の管理職手当の特例に関する条例一部改正の件	<p>財政状況、人事委員会の意見等を踏まえ、管理職手当の時限的減額を適用する職員の範囲を見直すとともに、特例期間の終期を令和2年3月31日から令和3年3月31日に延長する。</p> <p>〔改正前〕管理職手当の支給を受ける全ての職員 〔改正後〕部長級及び次長級の職員（警察本部に所属する職員を除く。）</p> <p>施行予定期日：令和2年4月1日</p>
7	知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例一部改正の件	<p>財政状況を踏まえ、知事、副知事等の給料及び期末手当の時限的減額を行う特例期間の終期を令和2年3月31日から令和3年3月31日に延長する。</p> <p>施行予定期日：令和2年4月1日</p>
8	職員の分限に関する条例及び大阪府警察職員の分限に関する条例一部改正の件	<p>公務上の過失による事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予された職員について、特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする事ができることとする。</p> <p>施行予定期日：公布の日</p>
9	大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例一部改正の件	<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（省令）の改正により、幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例期間の終期を令和2年3月31日から令和7年3月31日に延長する。</p> <p>施行予定期日：令和2年4月1日 (福祉部と共管)</p>
10	府費負担教職員定数条例一部改正の件	<p>市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府費負担教職員の定数を改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 〔改正前〕 17,480人 〔改正後〕 17,735人 ・中学校 〔改正前〕 10,093人 〔改正後〕 10,092人 ・高等学校 〔改正前〕 23人 〔改正後〕 20人 <p>施行予定期日：令和2年4月1日</p>
11	府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	<p>地方公務員法及び地方自治法の改正により、規定の整備を行う。</p> <p>施行予定期日：令和2年4月1日</p>

12	大阪府立学校条例一部 改正の件	府立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の減少に伴い、 府立学校の職員の定数を改定する。 ・高等学校 [改正前] 9, 271人 [改正後] 8, 990人 ・特別支援学校 [改正前] 5, 463人 [改正後] 5, 441人 施行予定期日：令和2年4月1日
13	昭和天皇の崩御に伴う 職員の懲戒免除及び職 員の賠償責任に基づく 債務の免除に関する条 例廃止の件	本条例により免除の対象となる懲戒処分は今後発生することがな く、職員の賠償責任に基づく債務が今後発生する可能性も著しく 低いことから、本条例を廃止する。 施行予定期日：令和2年4月1日

○議会から意見聴取があった議案一覧

【条例案（1件）】

1	府費負担教職員の人事 行政事務に係る事務処 理の特例に関する条例 一部改正の件	地方公務員法及び地方自治法の改正により、規定の整備を行う。 施行予定期日：令和2年4月1日
---	--	--

大阪府条例第 号

地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、知事及び府の職員（以下「知事等」という。）の府に対する損害を賠償する責任の一部を免除することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例の用語の意義は、地方自治法及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の定めるところによる。

(責任の一部免除)

第三条 府は、知事等の府に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせる。

- 一 知事 普通地方公共団体の長等の基準給与年額（以下「知事等の基準給与年額」という。）に六を乗じて得た額
- 二 副知事、大阪府教育委員会の教育長若しくは委員、大阪府公安委員会の委員、大阪府選挙管理委員会の委員、大阪府監査委員又は大阪海区漁業調整委員会の委員 知事等の基準給与年額に四を乗じて得た額
- 三 大阪府人事委員会の委員、大阪府労働委員会の委員、大阪府収用委員会の委員又は大阪府内水面漁場管理委員会の委員 知事等の基準給与年額に二を乗じて得た額
- 四 大阪府警察本部長 地方警務官の基準給与年額に二を乗じて得た額
- 五 大阪府警察本部長以外の地方警務官 地方警務官の基準給与年額に相当する額
- 六 府の職員（第二号から前号までに掲げる者を除く。） 知事等の基準給与年額に相当する額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の知事等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

大阪府条例第 号

大阪府青少年健全育成条例の一部を改正する条例

大阪府青少年健全育成条例（昭和五十九年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止） 第三十九条（略）</p> <p>一 青少年に対し、威迫し、欺き、若しくは困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた不当な手段を用い、又は当該青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として性行為又はわいせつな行為を行うこと。</p> <p>三（略）</p>	<p>（淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止） 第三十九条（略）</p> <p>一 専ら性的欲望を満足させる目的で、青少年を威迫し、欺き、又は困惑させて、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。</p> <p>二 性行為又はわいせつな行為を行うことの周旋を受け、青少年に対し当該周旋に係る性行為又はわいせつな行為を行うこと。</p> <p>四（略）</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

大阪府条例第 号

大阪府附属機関条例及び大阪府社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

(大阪府附属機関条例の一部改正)

第一条 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員等が著しく困難な業務に従事する場合その他の特別の事情により第一項の報酬の額により難いときは、同項の規定にかかわらず、その報酬の額を、当該業務に従事した時間一時間につき、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とすることができる。ただし、当該額は、第一項の報酬の額を超えることができない。</p> <p>4 前項の報酬は、当該業務に従事した時間に応じて、その都度支給し、第一項の報酬の支給と併せて行うことを妨げない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(報酬) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>

(大阪府社会福祉審議会条例の一部改正)

第二条 大阪府社会福祉審議会条例(平成十二年大阪府条例第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員等が著しく困難な業務に従事する場合その他の特別の事情により第一項の報酬の額により難いときは、同項の規定にかかわらず、その報酬の額を、当該業務に従事した時間一時間につき、九千八百円とする。</p> <p>4 前項の報酬は、当該業務に従事した時間に応じて、その都度支給し、第一項の報酬の支給と併せて行うことを妨げない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(報酬) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給、昇給、昇格等の基準) 第五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 職員(指定職給料表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、人事委員会規則で定める日(以下「昇給日」という。)に、任命権者(豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員については、府の教育委員会とする。以下同じ。)が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>5 5-7 (略)</p> <p>8 第四項に規定する期間の全部を良好な成績を上回る成績で勤務した職員(大阪府職員基本条例(平成二十四年大阪府条例第八十六号。以下「職員基本条例」という。)第十五条第一項の人事評価の対象となる職員に限り、第七項に規定する職員を除く。)で人事委員会規則で定めるものに係る第五項の規定により決定する昇給の号給数(以下「昇給号給数」という。))は、同項の人事委員会規則で定める基準に従い決定する号給数(以下「基準号給数」という。))に相当する数に一又は二を加えて得た数に相当する号給数とするものとする。ただし、当該職員について法第二十九条第一項に規定する懲戒処分(以下「懲戒処分」という。)を行つた場合その他の昇給させることが適当でないこと認められる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>9 前項本文の場合において、昇給日の翌年の昇給日(以下「翌昇給日」という。))における当該職員に係る昇給号給数は、基準号給数に相当する数から前項の規定により加えた数を減じて得た数に相当する号給数とするものとし、昇給号給数が負となることを妨げない。</p> <p>10 第四項に規定する期間の全部を良好な成績を下回る成績で勤務した職員(職員基本条例第十五条第一項の人事評価の対象となる職員に限り、第七項に規定する職員を除く。)であつて、人事評価の結果を昇給に反映する上で特別の考慮を必要とするものとして人事委員会規則で定めるものに係る翌昇給日における昇給号給数は、基準号給数に相当する数に四を加え、昇給日における昇給号給数に相当する数を減じて得た数に相当する号給数とするものとする。ただし、当該職員について懲戒処分を行つた場合その他の昇給させることが適当でない</p>	<p>(初任給、昇給、昇格等の基準) 第五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 職員(指定職給料表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、人事委員会規則で定める日に、任命権者(豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員については、府の教育委員会とする。以下同じ。)が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>5 5-7 (略)</p>

<p>11 前二項の場合において、当該職員が昇給日から翌昇給日までの間に第三項に規定する場合に該当することとなつたときの翌昇給日における当該職員に係る昇給号給数は、前二項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところによる。</p> <p>12―15 (略)</p> <p>(短時間勤務職員の給料月額) 第六条の二 育児休業法第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、第五条第一項から第三項まで及び第十五項並びに前条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 法第二十八条の五第一項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第五条第十五項及び前条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>8―11 (略)</p> <p>(短時間勤務職員の給料月額) 第六条の二 育児休業法第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、第五条第一項から第三項まで及び第十一項並びに前条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 法第二十八条の五第一項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第五条第十一項及び前条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。
- 2 (職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
 職員の育児休業等に関する条例(平成四年大阪府条例第一号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における給料月額の調整) 第八条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、その者に係る育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ、その職務に復帰した日及び同日後最初の昇給日(職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)第五条第四項に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれか</p>	<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における給料月額の調整) 第八条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、その者に係る育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ、その職務に復帰した日及び同日後最初の昇給日(職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)第五条第四項の人事委員会規則で定める日をいう。)又はそ</p>

の日において、その者の給料月額を調整することができるとがである。

のいずれかの日において、その者の給料月額を調整することができるとがである。

(職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

3 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年大阪府条例第百七十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 (配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における給料月額の調整) 第十一条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その者に係る配偶者同行休業の期間を百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ、その職務に復帰した日及び同日後最初の昇給日(職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)第五条第四項に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日において、その者の給料月額を調整することができる。</p>	<p>2 (配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における給料月額の調整) 第十一条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その者に係る配偶者同行休業の期間を百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ、その職務に復帰した日及び同日後最初の昇給日(職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)第五条第四項の人事委員会規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日において、その者の給料月額を調整することができる。</p>

大阪府条例第 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休暇の種類) 第十二条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇及び不妊治療休暇とする。</p> <p>(介護時間) 第十六条の二 任命権者は、職員が被介護人の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、被介護人の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間(当該被介護人に係る前条第一項の期間と重複する期間を除く。)を限度として必要と認められる時間の介護時間を与えることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条第二項の規定は、介護時間について準用する。</p> <p>(子育て部分休暇) 第十七条 任命権者は、職員が小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在学している子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、子育て部分休暇を与えることができる。</p> <p>2 子育て部分休暇の時間は、一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。なお、前条第一項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 第十六条第二項の規定は、子育て部分休暇について準用する。</p> <p>(不妊治療休暇) 第十八条 任命権者は、職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、一の年につき六日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間の不妊治療休暇を与えることができる。</p>	<p>(休暇の種類) 第十二条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。</p> <p>(介護時間) 第十六条の二 介護時間は、職員が被介護人の介護をするため、被介護人の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間(当該被介護人に係る前条第一項の期間と重複する期間を除く。)内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護時間については、給与条例第二十八条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与条例第二十七条に規定する勤務時間一時間当たりの給与額を減額する。</p>

2| 第十三条第七項及び第十六条第二項の規定は、不妊治療休暇について準用する。

第十九条 (略)

(非常勤職員の勤務時間等)

第二十條 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等は、第二条から第十八条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が人事委員会と協議して定める。

第十七条 (略)

(非常勤職員の勤務時間等)

第十八条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等は、第二条から第十六条の二までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が人事委員会と協議して定める。

(任命権者等の読替え)

第二十一条 (略)

(略)	(略)	(略)
第十六条第二項、 第十六条の二第 一項、第十七条第 一項及び第十八 条第一項	(略)	(略)
第十九条	(略)	(略)

第二十二條 (略)

(任命権者等の読替え)

第十九条 (略)

(略)	(略)	(略)
第十六条第一項	(略)	(略)
第十七条	(略)	(略)

第二十條 (略)

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十三年大阪府条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(給与の減額) 第十八条 (略)	2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は介護休暇、介護時間、子育て部分休暇若しくは不妊治療休暇につき任命権者の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他任命権者が定める手当の合計額を減額する。	2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は介護休暇及び介護時間につき任命権者の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他任命権者が定める手当の合計額を減額する。
3・4 (略)		3・4 (略)

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

職員の管理職手当の特例に関する条例

職員の管理職手当の特例に関する条例（平成二十七年大阪府条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員のうち、次に掲げる職員（大阪府警察本部に属する職員を除く。）の管理職手当の月額は、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>一 給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの</p> <p>二 給与条例第三条第一項第三号イに規定する医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの</p>	<p>職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の月額は、平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p>

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例（平成二十七年大阪府条例第三号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（知事の給料及び期末手当の特例） 第一条 知事の給料の月額は、平成二十七年四月一日から令和三年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号。次項及び次条において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の三十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（知事の給料及び期末手当の特例） 第一条 知事の給料の月額は、平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号。次項及び次条において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の三十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

職員の分限に関する条例及び大阪府警察職員の分限に関する条例の
一部を改正する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第一条 職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)</p> <p>第二十七条第二項並びに第二十八条第三項及び第四項(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p> <p>の規定に基づき、府の職員(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条第二項に規定する地方警察職員を除く。)</p> <p>及び府が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)</p> <p>の職員(以下「職員」という。)</p> <p>の分限の事由並びに手続及び効果に関し必要な事項を定めるとともに、法第二十七条第二項の規定による降任、免職又は降給の処分の基準を定めるものとする。</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>(失職の特例)</p> <p>第十三条 任命権者は、公務上の過失による事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>第十五条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)</p> <p>第二十七条第二項及び第二十八条第三項(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p> <p>の規定に基づき、府の職員(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条第二項に規定する地方警察職員を除く。)</p> <p>及び府が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)</p> <p>の職員(以下「職員」という。)</p> <p>の分限の事由並びに手続及び効果に関し必要な事項を定めるとともに、法第二十七条第二項の規定による降任、免職又は降給の処分の基準を定めるものとする。</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>第十四条 (略)</p>

(大阪府警察職員の分限に関する条例の一部改正)

第二条 大阪府警察職員の分限に関する条例(平成二十四年大阪府条例第九十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十七条第二項並びに第二十八条第三項及び第四項の規定に基づき、大阪府警察職員（以下「職員」という。）の分限に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第六条 (略)</p> <p>(失職の特例) 第七条 警察本部長は、公務上の過失による事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。</p> <p>(規則への委任) 第八条 (略)</p>	<p>(趣旨) 第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十七条第二項及び第二十八条第三項の規定に基づき、大阪府警察職員（以下「職員」という。）の分限に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第六条 (略)</p> <p>(委任) 第七条 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪府条例第 号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく
債務の免除に関する条例を廃止する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免
除に関する条例（平成元年大阪府条例第三号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に行われた廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒
免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（以下「旧条例」と
いう。）第二条及び第三条の規定による職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基
づく債務の免除については、旧条例第二条及び第三条の規定は、なおその効力
を有する。この場合において、旧条例第三条中「第二百四十三条の二」とある
のは、「第二百四十三条の二の二」とする。